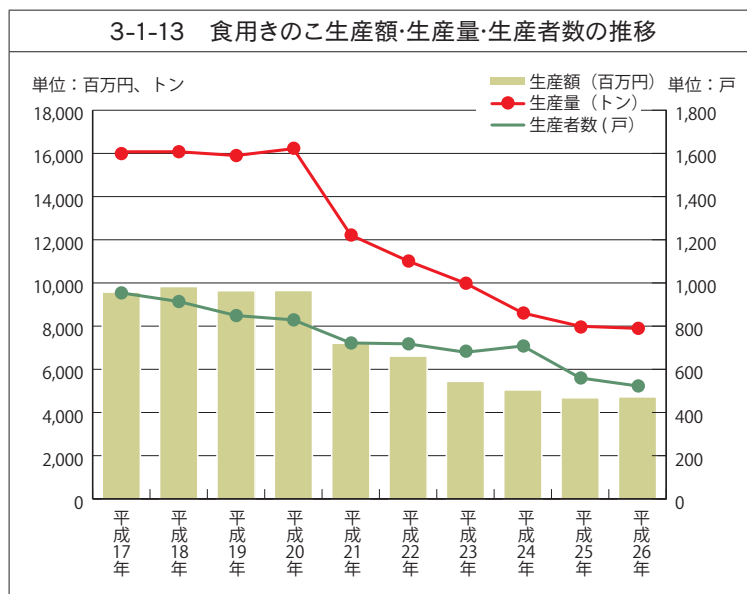


ア 現状・課題

- 平成20年から23年にかけて、リーマンショックの影響や、県外大手生産者の生産量が増加したことにより市況が悪化したため、県内の大手生産者が廃業し、生産量が大幅に減少しました。
- 平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故の影響で汚染されたほだ木等約300万本を廃棄したことにより、**原木栽培^{※1}**きこの生産基盤が失われました。



(資料 群馬県：特用林産物生産・流通の実態)

- 平成26年2月の記録的な大雪により、きこ生産施設1,060棟が倒壊し、生産施設が減少しました。
- 平成24年度より国庫事業を導入し、原木等の購入を支援し、3年間で約420万本の原木に植菌するとともに、大雪の被害を受けたきこ生産施設の再建に高率補助を行い、約70%が再建されたことにより、生産量は下げ止まりの傾向にあります。
- 原発事故、大雪の影響により生産基盤が失われたことに加えて、高齢化により原木栽培のきこ生産者は減少しています。
- 放射性物質汚染に対する不安を解消するため、食の安全・安心への取組を行っています。
- きこの生産形態は、農林業の複合経営から企業的栽培へと移行しています。
- 木炭の生産量は、生産者の高齢化等により、減少傾向にあります。

イ 総括

- きこの生産は、大手生産者の廃業、放射性物質汚染や大雪の影響により生産基盤が失われ、生産量、生産者とも減少しましたが、各種支援により、生産量は下げ止まりの傾向にあります。
- きこの産業は、地域の雇用を生み出す重要な産業であることから、安全・安心の確保や

生産基盤の整備に向けた取組を強化し、生産量の回復を図るとともに、収益性を向上させ、地域経済に寄与する取組が必要です。

- きのこ生産者が高齢化とともに減少していることから、担い手の育成が必要です。
- きのこ生産を取り巻く環境が大きく変化したため、生産振興の新たな目標数値を設定する必要があります。

📌 施策展開

安全・安心なきのこ生産体制の構築と特用林産物の生産振興を図ります。

〈重点取組〉

- ◇放射性物質により汚染されたしいたけ原木林の再生と、安全なしいたけ原木の確保を図ります。
- ◇きのこのモニタリング検査(放射性物質)による結果を公表するなど、安全・安心なきのこの宣伝活動を強化します。
- ◇きのこ生産量の増加や生産の効率化のため、生産拠点施設や集出荷施設の整備を推進します。
- ◇高品質なきのこを低コストで栽培する技術や害虫防除技術の研究に取り組みます。
- ◇後継者を含めた新規参入者の技術向上を図ります。
- ◇地理的優位性を生かした群馬のきのこの販売拡大の取組を支援します。

◆数値目標 (放射性物質汚染の影響を踏まえた目標の設定)

項目	現状(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成31年)	備考
きのこ生産量(トン)	11,014	7,896	10,000	
きのこ生産額(億円)	66	47	60	
中核的きのこ生産者数	138	87	150	年間生産量10トン以上
県内産しいたけ原木の購入数(m ³)	13,653	8,202	13,000	
農業生産工程管理(GAP) ^{*2} 等取組生産者数	2	4	7	
主要生産きのこ品目数	4	5	5	年間生産量1000トン以上または全国順位5位以内

◆具体的施策

①安全・安心の確保

(安全・安心なきのこの生産)

- ・消費者ニーズに応じた安全・安心なきのこ生産を促進するため、原木・菌床の情報から生産者、生産方法まで一連の透明性を高めます。
- ・生産工程において、全ての記録や点検を行う「農業生産工程管理(GAP)」への取組を推進します。

- ・食の安全・安心に関する普及啓発セミナーを開催して、生産者等の意識の向上を図ります。
- ・原木しいたけ栽培等における放射性物質の効果的な低減方法や、病虫害による発生不良・品質低下を防ぐ手法の開発に向けた研究に取り組みます。
- ・きのこのモニタリング(放射性物質)による検査結果の公表を行います。
- ・原木きのこの栽培管理に関する指導指針の遵守を推進します。
- ・乾しいたけの出荷自粛解除に向けて、生産者と連携し、生産工程管理チェックシートの作成などを通じて栽培管理の徹底を図ります。

(消費拡大、販売促進、宣伝活動の強化)

- ・きのこ品評会・きのこ料理コンクールの開催、各種フェア・イベントへの参加を通じて、きのこの消費拡大を図ります。
- ・植菌済みの原木や菌床^{※3}の販売により、家庭等での栽培を通じて、きのこをより身近に感じる取組を推進します。
- ・観光ルート等における直売所を活用して、地域の生産者が自ら販売する取組を推進します。



写真：きのこ品評会

②生産基盤の整備

(きのこ生産体制の強化)

- ・安全な原木の確保を継続して支援します。
- ・きのこの生産流通を効率化するための拠点施設整備を推進します。
- ・本県オリジナルの品種や他にないきのこを育成して、市場競争力を高めます。
- ・優良な原木栽培技術の体系化やLEDを利用した省コスト栽培等、高品質なきのこを低コストで栽培する技術の研究に取り組みます。
- ・施設整備を支援し、経営の合理化や効率化を推進します。
- ・収益の向上を図るため、ブランド化、6次産業化^{※4}及び新たなシェア開拓等を推進します。
- ・きのこの生産効率化のため、再生エネルギーを利用する施設の導入に対する支援を行います。



写真：ピン栽培きのこのカット作業

(森林資源、林産物の有効活用)

- ・県内で原木を自給するため、放射性物質により汚染されたしいたけ原木林の再生を推進します。
- ・適径以外の原木は、薪として利用するほか、木炭、オガ粉等の段階的利用を推進します。
- ・きのこ生産後の廃ほだ、廃菌床は、菌床基材への再利用やバイオマス燃料として利用するなど、最後まで利用する取組を推進します。
- ・木炭、竹炭は、燃料としての利用のほか、消臭や湿度調整、土壌改良など、新たな用途を開発し、利用拡大に努めます。
- ・木炭、竹炭の製造技術を伝承する取組を推進します。

③担い手の育成

- ・後継者を含めた新規参入者の拡大を図るため、安全な原木の確保や技術的な支援を行います。
- ・きのこ生産者が**農業経営改善計画^{*5}**の認定を受けられるよう、JAや各種団体と連携して経営指導に当たります。
- ・担い手(後継者)の栽培技術の向上を図るため、若手生産者のネットワークの構築を支援します。



写真:ぐんまの“きのこ”(しいたけ、まいたけ、なめこ、ぶなしめじ、エリンギ、えのきたけ、ひらたけ)



『用語の解説』

※1：【原木栽培】

コナラなどの樹木を同じ長さに切ったもの(原木)に穴をあけて種菌を打ち込み、菌を蔓延させてきのこを発生させる方法。

※2：【農業生産工程管理(GAP)】

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。Good Agricultural Practiceの略。

※3：【菌床】

オガクズなどの木質基材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地。菌床できのこを栽培する方法を菌床栽培という。

※4：【6次産業化】

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなく、食品加工(第二次産業)、流通・販売(第三次産業)にも主体的かつ総合的に関わること。

※5：【農業経営改善計画】

農業経営基盤強化促進法に基づき、田畑の拡大や機械化などについて取りまとめた計画。農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことを認定農業者という。認定農業者は、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。